

一 晴海オリンピック選手村建設をめぐる疑惑？を検証する 一

2017. 4. 28 弁護士 淵脇みどり

1 住民監査請求・住民訴訟とは。

地方自治の本旨に基づく住民参政の一環として、地方自治体の違法不当な財務会計行為により、住民全体の利益を害する行為を予防、是正するように、まずは監査委員に監査の機会を与え、さらに、裁判所に請求する権能も認めている。

① 住民監査請求 地方自治法第 242 条（要約） 住民監査前置

住民は、地方公共団体の長あるいは職員について、違法・不当な公金の支出、財産の取得、契約の締結などがあると認めるときは、証明文書を添えて、監査委員に対し、監査を求め、違法・不当な行為を防止し、若しくは地方公共団体の被った損害を回復するために必要な措置をとることを請求することが出来る。

② 住民訴訟 地方自治法第 242 条の 2（要約）

監査請求を行った住民は、監査委員の監査の結果に不服があるとき、または監査委員が監査を行わないときなどに、裁判所に訴えを起こして、以下のような請求が出来る。

1号 差止め請求 2号 取消又は無効確認請求

3号 管理を怠っている事実の無効確認請求

4号 長又は職員への損害賠償請求または相手方に対する損害賠償請求の請求

2 請求人は、☆地方自治体の構成員（東京都民） 請求書に自署 捺印

財務会計行為 ☆一連の再開発事業認可、権利変換処分、施行者の土地売却

期限 1年以内 権利変換処分確定日 平成 28 年 5 月 25 日 ☆本年 5 月 24 日まで

※ 5月19日 期限延長 = 5月12日 着
東京代官

3 本件の特質 再開発事業制度の濫用による巧みな脱法手法

地方自治法第 237 条②項（適正な対価、条例若しくは議会の議決）違反

都市再開発法第 80 条（宅地等の算定基準 近傍類似）違反

これらの摘要を免れるため「東京都一人の個人施行の再開発制度」の形を濫用